

| 平成30年第6回江北町議会（定例会）会議録 | | | | | | |
|--|-------------|--|-----|--------------|-----------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 平成30年9月10日 | | | | | |
| 招 集 場 所 | 江 北 町 議 場 | | | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 言 | 開 議 散 会 | 平成30年9月12日 午前9時 平成30年9月12日 午前11時51分 | | | 議長 西原 好文 | |
| 応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出 欠 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出 欠 |
| 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張 | 1 | 金 丸 祐 樹 | ○ | 6 | 三 苫 紀 美 子 | ○ |
| | 2 | 湊 上 正 昭 | ○ | 7 | 吉 岡 隆 幸 | ○ |
| | 3 | 田 中 宏 之 | ○ | 8 | 土 湊 茂 勝 | ○ |
| | 4 | 井 上 敏 文 | ○ | 9 | 池 田 和 幸 | ○ |
| | 5 | 坂 井 正 隆 | ○ | 10 | 西 原 好 文 | ○ |
| 会議録署名議員 | 4 番 | 井 上 敏 文 | 5 番 | 坂 井 正 隆 | 6 番 | 三 苫 紀 美 子 |
| 地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名 | 町 長 | 山 田 恭 輔 | ○ | 町 民 課 長 | 溝 口 進 洋 | ○ |
| | 副 町 長 | 山 中 秀 夫 | ○ | 環 境 課 長 | 武 富 和 隆 | ○ |
| | 教 育 長 | 熊 崎 知 行 | ○ | 産 業 課 長 | 山 下 栄 子 | ○ |
| | 総 務 課 長 | 山 中 晴 巳 | ○ | こ ども 教 育 課 長 | 百 武 一 治 | ○ |
| | 建 設 課 長 | 坂 井 武 司 | ○ | 会 計 室 長 | 山 崎 久 年 | ○ |
| | 福 祉 課 長 | 三 溝 秀 行 | ○ | 政 策 課 長 | 田 中 盛 方 | ○ |
| 職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名 | 議 会 事 務 局 長 | 平 川 智 敏 | | | | |
| | 書 記 | 永 尾 史 子 | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 に 付 した 事 件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

議 事 日 程 表

▽平成30年9月12日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 （平成30年9月定例議会）

| 氏 名 | 件 名 （要 旨） |
|---------|--|
| 坂 井 正 隆 | 1. 7月5日～6日にかけての豪雨について 2. 長崎線大西鉄橋下六角川堤防について |
| 三 苦 紀美子 | 1. ブロック塀の倒壊問題 2. 上水道関係施設の安全性は確保されているか 3. 農業用溜池の安全性の確認について 4. 今回初めて発令された「大雨特別警報」に伴う避難者状況について |

日程第2 議案第35号 江北町税条例等の一部を改正する条例

日程第3 議案第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第4 議案第37号 平成30年度江北町一般会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第38号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第39号 平成29年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第40号 平成29年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第41号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第42号 平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第43号 平成29年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第11 議案第44号 平成29年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

日程第12 請願第2号 佐賀空港への自衛隊オスプレイの受入れ容認を撤回するよう求める意見書の採択を求める請願

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成30年第6回江北町議会定例会会期3日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問、総括審議、委員会付託となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期2日目に引き続き質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

5番坂井正隆君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○坂井正隆議員

おはようございます。本日の1番バッターということで、一般質問に入る前に、こちらに画面を映し出しておりますけど、

(パワーポイントを使用) 町のほうから、お金と知恵を出していただき、子供たちが安心して通学ができる通学路を設置していただきまして、地元としてこの場をかりましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

その前に、私が一般質問の中にいろいろと文言を入れておりますけど、その言葉の意味の説明をしたいと思います。

これはハザードマップの南部版でございますが、河口堰のところですね、河口堰のところ
で文言としてバックウオーターという言葉を出して御質問をしておりますけれども、ここの六角川と牛津川が直角に交差をしておるといふうなことで、ここがバックウオーター、いわゆるボトルネックというふうな状況になるというふうなことでの質問をしますので、ちよつとこの写真を見て、これから説明と質問をしていきたいと思ひます。

それでは、一般質問を始めます。7月5日から6日にかけての豪雨については、町長を初め、職員の皆様、消防団の方々には夜を徹しての大変な御苦勞をかけたと思います。7月13日の江北町防災会議の中で町長は、「江北町の対応と成果と運とどちらの割合が多いかと考えると、運がよかったという部分が多かったのではないかと、こう挨拶の中で言われておりますが、私は町長を初め、町の関係者が努力をされたからこそ、結果として運がよかったのではないかなと、まさに人事を尽くして天命を待つというふうなことだったかなと私なりに思っております。

まず、1点目の質問ですが、先ほど申しましたけれども、牛津川と六角川の関係について河口堰の手前でこの2つの河川が直角に合流をしております。今回の大雨で、この大雨は大雨特別警報が出されておりますが、牛津川にいわゆるバックウォーター、ボトルネックと呼ばれているように水が上昇し、要は牛津川の水が六角川の水に阻害をされて流れないというふうな現象が起こったのかなと私は考えたわけです。大雨と潮間の関係でこういう現象になるとは思いますが、今回の西日本豪雨で倉敷市真備町にある小田川が決壊をいたしました。ここはもう一本の河川ですね、高梁川と合流をして、ここと似たような形状をしております。ここは河川改修が計画をされていたそうですが、決壊をして甚大な災害となったわけですが、河川改修は時間と莫大な予算がかかります。しかし、30年先、50年先の町を考えると、安全で安心して住める災害に強い町を私たちがつくっていかなくてはなりません。

町長、小城市と連携をし、時間をかけてでも牛津川と六角川の合流部分の河川改修といたしますか、こういうふうな大雨のときに、これは今言ってすぐできるものではないというふうなことで私も承知をしております。やはり30年に一度、40年に一度というふうな大雨のときに対応をするためには、河川改修について国や県にぜひお願いを町長を通じて、議会も対応をしていかなければならないかなと思っております。このような大雨のときに対応するために国や県にぜひ嘆願をしていただきたいと思いますと思うところがございますが、その辺の考えをお伺いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。坂井議員の御質問にお答えをいたします。

今回の大雨によって六角川と牛津川の合流地点においてもバックウォーター現象というも

のが発生をしたのではないかという御質問であろうかというふうに思います。

大変恥ずかしながら、私もバックウオーター現象という言葉そのものは今まで存じ上げておりませんで、今回の西日本豪雨の中で用いられたことによって初めて知ったわけでありませう。その一方で、六角川、牛津川の性質というんですか、としては、私なりには六角川のほうが流れが強くて時に牛津川から流れてくる水が舞ったような状態というんですかね、そういうふうな状況になるというような認識でございましたものですから、今回バックウオーター現象という言葉聞きまして、まさにこれこそバックウオーター現象なのではないかというふうに実は思ったところであります。

それで、この件につきましては、ただ、私にもわかな知識で断言をすることはよくないというふうに思っておりまして、六角川、牛津川の管理をしていただいております国交省の武雄河川事務所のほうに今回の大雨に係る河川の動きについてお尋ねをいたしたところであります。

ここでは、その見解ということで御紹介をさせていただきたいというふうに思いますけれども、今回の豪雨では、当時、六角川の上流域、武雄市になりますけれども、この上流域で継続して降雨があっており、12時から徐々に水位が上昇し、15時から17時の2時間で約110ミリの降雨があったと。これにより武雄市にあります潮見橋の水位が急激に上昇しているため、六角川からの流量も大幅にふえ、六角川河口堰上流の合流点付近で牛津川の流れが悪くなっていることは推測はされると。しかし、あわせて牛津川上流の多久市でも継続して降雨があっており、多久市の妙見橋観測所でも7時に氾濫危険水位を超え、19時まで水位が下がらない状況であったと、このため、有明海に排出する水よりも上流から流れてくる水のほうが多かったために牛津川下流の水位が下がらなかったのではないかというふうに考えており、この時点で、一概に今の時点でバックウオーター現象によるものだとは考えにくいという見解でありました。

ただ、いずれにしても、今後詳細については現在検証中であるということでありましたので、こうした国の検証結果も待って、先ほど坂井議員から提案をいただいた改修の必要性があるということであれば、ぜひここは強く要望をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

私もバックウオーターであると確信をしたわけじゃありませんけれども、こういうふうな大雨のときに両方から流れて、河川に流れがぶつかって下のほうに行くというふうな中に、やはりこういうふうになると直角に合流するということになれば、どうしても強いほうと弱いほうが出てくるというふうなことで、将来を考えたときに、ぜひ今回のことについては検証をしていただき、我が町も六角川及び牛津川という1級河川に囲まれた町でございますので、やはりこういう河川の対応については、ひとつ国と連携をとって、やっぱり町民の生命と財産を守るという立場から、時間は多分かかるでしょう、こういう河川改修なんていうことは。だから、まず国交省あたりに検証をしていただくというふうなことで、こういう大雨にも対応できるような河川改修ができればということで一般質問をしたわけです。ぜひこの件に関しては将来のことも考えて再度、町長にお伺いいたします。検証をお願いして町民が安心して暮らせる町にさせていただきたいということで再質問をしたところでございます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

坂井議員の御質問にお答えいたします。

冒頭申し上げればよかったですけれども、そもそもバックウオーター現象というのは、河川や用水路などにおいて下流側の水位の高低などの変化が上流側の水位に影響を及ぼす現象のことであると、背面の排水と呼ばれると。大雨などにより増水した本流の流れにせきとめられる形で支流の水位が急激に上がり合流地点の上流側で支流の堤防の決壊などが引き起こされるケースもあるということでありまして、繰り返しにはなりますけれども、現在、国において検証中ということでありまして、このまた検証結果をきちんと見て必要に応じて要望していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

この件に関しては、ひとつの大きな課題でございますので、これからそういうふうなことも長として頭に入れながら行政を行っていただきたい、あるいは国をお願いをするところは

お願いをしていくというふうなことで、まず1問目の質問を終わります。

○西原好文議長

次に行ってください。

○坂井正隆議員

2問目に入ります。長崎線大西鉄橋下六角川堤防について質問をいたします。

7月13日、江北町防災会議が開催をされました。7月5日、6日、佐賀県で初めての大雨特別警報が出されたときでございます。氾濫に備えて大西鉄橋近くには大型土のうがストックをしてあります。今回、ここについては事前に何の準備も対応されなかったというふうなことでございます。武雄の河川事務所の判断では、平常時に大型土のうを設置すると鉄橋自体に影響が出るとJRが懸念し、難しいと言われたそうですが、7月5日、6日は決して平常時ではなかったというふうに私は考えております。こういうときこそ機材の準備をすべきではなかったのか。そういうときのために土のう等をストックしていると思うわけですね。使えない土のうをストックする必要はないので、やはりこういうときにこそ訓練を兼ねてもすべきではなかったかというふうに私は思います。大西地区の住民は心配で寝られなかったんじゃないだろうかというふうに推測をいたします。今までここについては何人もの議員が一般質問で問題提起をされてきております。

このようなことから、町長、生命、財産を担保するという観点で、氾濫が予想される時にはぜひ機材等の準備等を国に対してしていただけるようお願いをしたいのですが、その辺はいかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

坂井議員の御質問にお答えいたします。

御質問をいただきました六角川の大西地区の鉄橋部の堤防が低い部分についてのかさ上げについては、長年、江北町としても、また、隣接します対岸の白石町におかれても要望がなされてきているところでありますが、なかなか実現の日の目を見ないという状況であります。そうした中で、次善の策としてということだと思っておりますけれども、国では鉄橋部にトンパックというんですかね、土のうをあらかじめ設置されておまして、非常事態のときにはそれを積んで防ぐということにされているところであります。

私も就任後、何度となく現地のほうを見ておりますけれども、昨年度は江北町もタイムラインの策定をいたしました。当然、江北町は我々で守るべきではありますけれども、いかにせん、例えば1級河川であるとか、直轄国道であるとか、要は江北町だけで江北町民の安全・安心を守られるわけではなく、関係機関が管理をしていただいているような施設もございますから、やはりこういうところも含めてのタイムラインといいたいまいしょうか、やはり備えをする必要があるというふうに思っておるところでございます。

そうしたことから、先ほど御紹介をいたしました鉄橋部の土のうについても、ぜひ一度訓練をしていただいて、どのくらい時間がかかるものなのか、また、その作業手順等も確認をしていただきたいということで昨年度もお願いをしたところでありますが、国によりますと、JRとの協議がなかなかつかなくて訓練の実施には至っていないというようなことでありました。

ただやはり、先ほど坂井議員も御指摘いただいたように、やはり雨が降ると町民の皆さんは大変心配になられるわけでありまして。今回もこのくらいの雨だったらあそこは大丈夫なんだろうかというふうに御心配をされた方がおられると思います。

それで、今回の大雨についての対応について、国のほうの見解をまた御紹介したいと思っておりますけれども、今回の7月豪雨では、六角川の上流で氾濫危険水位を超えたが、下流域、これは六角川のことですけれども、六角橋付近は避難判断水位までまだ余裕があったために委託業者への待機要請はしていないということでありました。委託業者というのは、いざトンパックを積むときのその作業をしてくれる委託業者という意味であります。今後、下流域で今回の上流域のような状態になることが予想される場合は、委託業者へ待機を依頼するというものであります。

だからこそ、事前の訓練といいたいまいしょうか、想定といいたいまいしょうか、いうことをしていただく必要があるんだろうというふうに思うんですよね。それともう一つは、どういう基準のときにあそこに積むんだというようなことも明確にしていだかないと、以前にも申し上げましたように、いかにせん、あそこだけ低くなっているものですから、どう考えても氾濫をすればあそこだろうというふうにみんな思うわけです。ですから、もちろん一義的にはあそこのかさ上げということが最終の目的ではあるわけですけれども、もし長期間を要するというのであれば、次善の策として、現在準備をされておりますトンパックといいたいまいしょうか、これの設置ということがきちんと速やかになされるということをやはり確認しないと、タイ

ムラインにいつの時点で作業が始まって、そして、実際どのくらいには積み上がるんだというようなことが実は江北町にも記すことができないわけですね。ですから、もうとにかく、まずこの訓練をしてもらいたいというふうに思っているところであります。

今回の大雨についての対応については、先ほど御紹介をしたとおりでありますけれども、本町の7月に行われました防災会議において、また、8月24日には武雄河川事務所が主催をしております減災対策協議会というものがございます。この中でも、私のほうから、先ほど申し上げましたような発言をいたしまして、とにかくあそこの堤防が下がっている部分についての安全ということを第一に考えていただいて、ぜひ訓練も実施をしていただきたいということも申し入れをしたところでありますし、今後は白石町とも連携をして国には要望をきちんとしていきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

私の質問は、いずれも国が対応すべきような質問でございますが、ぜひ国にお願いをしていただきたいというふうなことでございます。

大西鉄橋については、右岸側、左岸側、要は白石側、江北側と同じ状況でございますので、ここについては両町あわせて一束になって国なりにその辺の私たちの気持ちを届けていただいて実施をしていただくと。

それと、町長のほうからトンパックという話が出ましたけれども、このトンパックを移動するには重機じゃないとできないというふうなことですけれども、六角川の防災訓練のとき私も建設課におるときに出席をしたことがありますけど、人力でできる、直径が1メートルぐらいのチューブがあるわけですけど、1単位10メートルぐらいのチューブがあるわけですけども、そのとき使われて、私たちに披露をしていただいたのはそのチューブでございました。人力で設置をして、あとはポンプで水を入れてそういう危険水位以上になったときに簡単にできるというふうなものも含めて、土のうばかりじゃなくて、やはり人力で、あそこは運び出すのは機械でできるかもわかりませんが、あの下に設置をするというと、何かトロッコ列車みたいなのに積まないにあそこまで持っていけないというふうな状況だと私は思います。

そういうことから、そういうふうな、先ほど私が言いましたチューブのような防災物がございませけれども、そういうふうなものもぜひ用意をしていただき、手軽に私はできるなど、それを見たときに感じたものですから、ぜひそういうふうなものも設置というか、準備をしていただければ人力でできますので、ぜひその辺も含めてお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

坂井議員の御質問にお答えいたします。

先ほど御報告しました8月24日の減災対策協議会に際しまして、今回、再度現地の確認をいたしましたし、今回は江北町側だけではなくて、実は白石町側も見てまいりました。

先ほど、坂井議員からは、白石町も江北町も同じような状況だからということで、その地理的な状況は同じなんですけれども、その周辺の状況は実は大分違うなという印象を持ちました。といいますのが、白石町側は堤防が舗装をなされておりましたりとか、トンパックまでの、先ほどお話があったようなアクセスというのが比較的容易になされるような場所であるとか、周辺の状況であったのに比べて、我が町に置いてあるトンパックは、おっしゃるように、どこからどういうふうに来て、どこを通過して、どういうふうに置くのかというのがちょっとにわかには想像ができないような場所に置かれておりますし、そうした周辺の状況でありましたものですから、今回、減災対策協議会の中でも、白石町との違いといいますか、そこについても国には申し入れをしたところであります。

もう一つ、坂井議員からは、トンパックのまた次善の策ということでほかにも方法があるのではないかとということでありますので、これについても国には申し入れをしたいというふうに思いますが、まずは、現在、もちろん使うつもりで用意をされてあるわけでありまして、これがきちんと本当に置かれるというところの確認をさせてもらいたいというふうに思っておりますが、だからといって、もともとかさ上げできればいいんですけれども、それができないからトンパックを置いていると、ところが、なかなかこのトンパックを置くのもままならんということであれば、次善の次善の策でも安全・安心を確保するということは必要なのではないかというふうに思っておりますので、それについては国にまた申し入れをしたいというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

いろいろ国に対しての要望等を質問いたしましたけれども、ぜひ私の一般質問をしたこの件についても、こよなく江北町を愛されておる町長にお願いをして、安全で安心な町を将来に向けてぜひ要望していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。短くて申しわけありません。

○西原好文議長

5番坂井君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開9時40分をお願いいたします。

午前9時27分 休憩

午前9時40分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

6番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆さんおはようございます。昨日からでお疲れのことと思いますが、どうぞ最後でございます、よろしく願いたいと思います。

6月の大阪北部地震、また7月の西日本豪雨災害での多くの方が犠牲になられたことに心より哀悼の意を表しますとともに、一日も早い復興を願ってやみません。

佐賀県にも、佐賀平野北縁断層帯が確認されておりますし、佐賀県に初めて出された大雨特別警報、今後ますますふえるであろう激甚災害を思うと不安を隠せません。一般質問通告書提出後の2週間の間に台風21号、北海道地震と想像を超える激甚災害が発生した現状を踏まえると他人事とは思われません。安心で安全なまちづくり、特に人命にかかわる問題であり、転ばぬ先のつえ、早急な対応を期待して、本日は質問をさせていただきます。

1問目、ブロック塀の倒壊問題についてでございます。

大阪北部地震で小学生が犠牲となり、直後に文科省よりの指示で国公立の幼稚園や小・中、高校など5万1,085校の緊急点検を実施されたところ、1万2,640校で安全性に問題あり

との調査結果が出されました。県内では、私立16校に問題ありとの報告が報道されました。皆様も御存じであると思います。

さて、我が町の教育施設を含めた倒壊の危険性のあるブロック塀、また生活道路沿いにある家屋等の塀の緊急点検の実施はなされたかどうかを伺います。なされておりましたら何か所把握されているか、御報告願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

おはようございます。それでは、三苦議員のほうからの御質問でありますブロック塀倒壊の問題ということで、6月に起こった大阪の地震に際してブロック塀で2名の方が亡くなられたということで報告があつて、町のほうとしてブロック塀の点検をされたかどうかと、そして、した場合の危険箇所があつたかどうかという御質問だと思います。一応私のほうからは、町全体について答弁をしたいと思います。

まず、公的施設であります。公的施設のうち教育施設については、6月19日、翌日に点検を行っております。教育施設については、結果異常はなかったということで報告を受けております。

それから、その他の公的施設ということで、庁舎とか老人福祉センターとか、町が所有する公的施設について、あと消防施設とかも入っておりますけど、これは6月末までに点検を行っております。点検の結果、1カ所ブロック塀にひびが入っていた部分がありました。この分については、消防の第七部、宿になりますけど、格納庫周りのブロック塀にひびが入っておりましたので、これは老朽化によりひびが入っていたものということで、今回9月補正で撤去をしたいということで考えております。

それから、民間の施設ということでいきますと、まず生活道路沿線ということで通学路、通学路については教育委員会のほうで6月末までに点検をされております。そして、点検の結果として、ちょっと危ないだろうということで15カ所の危ないところの把握をされております。

それから、その他、通学路以外のところについては、9月4日の区長会のときに区長さんに、道路沿線とか、通学路も含めて、目視で危ないところがあれば建設課のほうに報告をしてくださいということで、今現在、調査をかけているところであります。

そのほか、このブロック塀倒壊を受けて、県のほうでブロック塀の安全点検についてというのがありましたので、それを、自宅のブロック塀は大丈夫ですか、各自ブロック塀の点検をお願いしますということで町の広報紙8月号に掲載をいたしております。

また、そのことについては県のホームページのほうにも載っておりますので、そのことで周知を図ったところであります。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

今の課長の答弁で、大変ありがたく思っております。すごい点検等をしていただいたことに、町民を代表して感謝申し上げたいと思います。

1カ所格納庫はオーケーのようですが、教育委員会でなされました学校の15カ所の危険であろうという箇所については、これも9月補正と了解してよろしいのでしょうか。お答え願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

先ほど総務課長が御報告を申し上げましたとおり、町で保有しております施設等については、必要な予算については9月補正予算で計上させていただいておりますが、先ほど御紹介いたしました通学路の沿線の個人の方のブロック塀で危険な箇所が15カ所あったということであり、ここはいかんせん、個人の所有の塀であるものですから、先ほど御紹介をいたしましたように、町民の皆さんにそれぞれ自己点検をということで注意喚起とお願いをするのに合わせて、子供たちには、危険な場所についてはここが危ないということで明示をしたということで教育委員会から報告を受けております。

この15カ所のうち、特に9カ所については、もう少し詳しく調査をしてもらいたいということで、現在、土木事務所に点検の依頼をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ただいまの町長の答弁で、個人の9カ所を詳しくもう一度調べるといってございすが、あと6カ所的に、個人の持ち物であるとは、いかんせん、私たちがどうのこうの言うできところではございせんが、とにかく子供たちに危険があつてからでは遅いのではないかと申します。何らかの方法で、これは県のほうからも一切の補助はないのかな、そこまではちょっと時間がなくて調べることはできませんでしたが、これは多分何かの方法でできるんじゃないかと思ひますが、総務課長、そういうことはニュースは入っていませんでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、三苦議員の再質問ということで、この民間というか、私有地にあるブロック塀の危険な分についての補助があるかというような御質問だと思いますけど、今のところうちのほうにそういった情報、補助に対する情報等は入っておりません。ただ、教育委員会のほうで今回調査をして、9カ所については武雄土木事務所のほうで再調査をしていただくということになったわけですけど、あと6カ所分については、また別に教育委員会のほうでその分については答弁をされると思ひますので、よろしくお願ひします。

○西原好文議長

補足説明を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

三苦議員の御質問にお答えします。

15カ所、通学路の沿線に危険と思われる箇所を目視で教育委員会のほうで把握しました。その後、8月23日に通学路点検を関係機関、土木事務所も含め、役場建設課、教育委員会はもちろんですけれども、御参集いただいて現地を回っております。そのときは、上小田の一部、それと山口地区の一部でございまして、15カ所のうちの9カ所がその地区にありまして、その9カ所について土木事務所の方に再度目視、民地でありますので、中まで入ってということではできないので、目視ということで調査をお願いしました。その結果、今結果が出ていますけれども、いずれも危険であると。1カ所については、壁じゃなくて建物、物置小屋の

建物であるということで対象から外されております。あとの6カ所については、今のところ県のほうには要請を行っておりません。建設課のほうでも調べた、教育委員会で把握しているところ以外にも区長さん等の調査で出てきた場合は、その後、土木事務所なりにも対応をお願いしたいと考えております。

それから、その対応なんですけれども、学校には教育委員会で把握している15カ所については周知をしております。1学期の終業式のときに、ふだんは壁際を通り車道を通らないようにというような指導をお願いしておりますけれども、ちょっとぐらっときたら広いところ、道路であれば車に注意して移動するよという、臨機応変に対応してくださいというふうに学校の先生に指導をしております。保護者に対しては、危険箇所の周知を今後行っていきたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

三苦議員、ちょっと待ってもらっていいですか。

傍聴者の方にはお願いですけど、議場に入るときは電源をお切りになるかマナーモードに設定していただいて、出入りをできるだけされないようお願いいたします。

三苦君。

○三苦紀美子議員

本当に町として広報紙に載せていただくとか、今のように、丁寧なる点検をしていただいていることに対して、子供たちの安全をよく考えていただいていることに感謝を申し上げますが、町長どうでしょうか。本当にもう何かがあってからでは遅いと思いますが、個人さんのところに話し合いが必要かとは思いますが、けど、何とかこういう事情でということで、家屋は別として、塀ぐらいは通学のとときに何かがあったら遅いのではないかなと思います。毎朝立哨しているときに、血を流してくる子もいるんですよ。どうしたのと言ったら、自分が転んだだけで、どこからでも血が出ているから、着いたらすぐ保健室に行きなさいよというような指示をしているんですけど、そういうところでの改善策というか、早急な対応の方策というのは、町長お考えつきませんか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

早急な対応という意味では、先ほど御紹介いたしましたように、翌日の6月19日を皮切りに、危険箇所の確認をしたということそのものも早急な対応と申し上げてもよろしいかというふうに思います。その上での今後の未然防止といいたいまいしょうか、対策という意味で言ったときに、今議論になっておりますとおり、やはり個人所有の塀をどうするかということになるんだろうと思います。

先ほど三苦議員からは、家は別としてということでしたけれども、昨日の質疑でも出ておりましたけれども、実は空き家対策と同じ問題だというふうに思います。なぜ空き家対策をしなければいけないかということの要素の1つには、やはりこれが倒壊して住民の皆さんに危害を及ぼすおそれがあるということであるわけですから、それが空き家であれ塀であれ、町民の皆さんの安全・安心を確保するという観点からは実は同じことではないかなというふうに私は整理をしております。

今回は、小学校の塀が倒れて、大変痛ましいことではありますが、犠牲者が出たということでもあります。今回私どもとしては、町の施設に、学校に限らず、もっと言うなら、町の施設に限らず、さらに言うなら道路も含めて、これを契機として町内でそういう塀にかかわる危険な箇所がどこがあるかということを中心に現在調査しております。

民間の道路沿いにあります塀については、現在、区長の皆さん方に照会をさせていただいているところなんですけれども、一つ思いますのは、例えば道路、町道に面している塀ということであれば、町道というのは町の道路なわけですね。町が所有者だというふうに考えれば、個人同士の家でも、隣の家が自分の家に倒れかかっているとしたら、当然所有者としてその相手方に申し入れるというのですかね、そういうことはできるんだろうというふうに思うわけです。そうなりますと、道路が我が町のものだとすれば、道路の所有者としてそれに隣接している家屋の塀が道路に例えば倒れかかっているとか危ないということであれば、それは申し入れることができるのではないかなというふうに思っております。

ですので、現在、区長さん方に道路について、ただ、これは町道に限らず国県道も含めてですけれども、各区の道路沿いにある塀については、危険な場所については情報提供をしてくださいということをお願いしているものですから、それがとりまった段階でそうした個別に、働きかけるというんですか、申し入れをするというんですか、それはできることなんじゃないかなというふうに思っております。

こういう事案があると、当然どこの自治体も反応するわけでありまして、私どもも反応したわけですが、それを契機に、学校の塀が倒れたから学校の塀だけということではなくて、先ほどから御紹介いたしておりますように、これを一つのきっかけにして、住民の皆さんに危険が及ぶような塀がないのかという観点で現在調査をしているところでありまして、最終的な調査が済んだ時点でそれぞれ所有者なり管理者に応じて、先ほど御紹介したようなことも含めた対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがたい答弁、本当にありがとうございます。文部科学省の全国学校調査でも、安全対策2割実施せずというようなことで、かなり学校側に早急な対応を求めているというような示唆がされておりますが、我が町は本当に、先ほど町長、私は早急でないと行っていません。非常に早急な対応を、6月までに点検していただいていますし、町報にも載せていただいていると、このこと自身が行政としての最高の示唆ではなかったかと思っておりますので、それは感謝申し上げたいと思います。

町長が先ほど答弁なさいましたように、町道に面した塀とか、いろんところで改善策をいろいろ行政のほうで検討なさって、それこそあまり時間のかからないように子供たちの安全、そして町民の安全のために頑張っていただければと思います。そのことを期待して、議長次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

○西原好文議長

次に行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、2問目に移らせていただきます。

上水道施設についてでございますが、西日本豪雨では、浄水場が危険区域に位置し復旧に時間を要し生活に非常に支障を来したとの報道がなされました。我が町の給水施設は、企業団より送水される送水管で上水を受水槽で受け配水管で各家庭の近くまで送水される、これらの各施設の安全性は確保されているか、お尋ねしたいと思います。

私が考えている安全性とは、豪雨、地震が発生した場合、ハザードマップに示されている

地すべり、土石流、氾濫、急傾斜区域内に給水施設が設置されていないか、あるいはこれらに隣接してその影響を受けるか受けないかという心配を言っております。

平成29年3月議会において質問の折、平成16年度から耐震管である配水ポリエチレン管を採用し、老朽管更新を行っているとの回答がなされ、本当に安堵しているところでございますが、6月の大阪北部地震では、配水管の破損は24カ所確認され、1985年以前の管が92%の22カ所占めていたとの厚労省の調査結果の発表がありました。

災害はいつ起こるかわかりません。耐用年数40年を過ぎたのは早急な対応を望むものでありますが、この件に関しての行政の考えをお尋ねします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

○環境課長（武富和隆）

三苦議員の質問にお答えしたいと思います。

我が町の水道施設の安全性を確保されているのかとの御質問でございます。

まず、本町の上水道施設を江北町ハザードマップで確認したところ、送水管及び受水施設につきましては土砂災害警戒区域外となっております。しかし、土砂災害による施設災害のおそれはないとは言えず、近年の豪雨災害を見ますと、想定以上の災害被災の可能性も考えられます。被災した場合の応急対応策については、現在締結している災害協定に基づき江北町管工事組合との連携を図りながら迅速に対応していきたいと考えております。

それと、耐用年数の40年を過ぎた水道管の割合につきましては、現在14.9%でございます。今後も町の老朽管更新に基づき取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございました。本当に全てをマイナスのほうに考えるわけにはいかないと思いますが、私も久しぶりに勉強をさせていただきましたのは、ハザードマップで確認し、現地を確認、本当に初めてと言ったら怠慢な議員と思われかもしれませんが、なかなか時間がとれずにやっとこの際勉強させていただきました。

7カ所を現地確認いたしました。砥川配水池、第一調整池、土元のほう、宮原貯水池、岳

受水配水場、上小田配水場、岳貯水池、送水管等をくまなく確認してまいりましたが、これ宮原の一番高いところには、花祭に行っている上水道でしょう。このことについてまだ勉強不足ですので、できればその箇所について御説明願えればと思います。

そして、岳の貯水池は天井がありませんでした。想像では多分農業用の施設かなと思いましたが、これは旧ハザードマップでも新ハザードマップでも地すべり危険区域から地すべり危険箇所に入っておりますので、このことについては少し御説明いただければと思います。

そして、送水管は見える部分だけは大丈夫と思いますが、見えない送水管が地すべり等の危険区域に入っていないかどうか心配しているところがございます。この件について把握されているのであれば、お願いしたいと思います。

そしてもう一つ、旧ハザードマップで地すべり危険区域にありました第一調整池は新ハザードマップでは入っておりませんが、これはもう安全と確認がされたためでしょうか、一応わかる範囲でいいですので、お答え願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

○環境課長（武富和隆）

三苦議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の門前の貯水池にあります受水槽につきましては、嘉瀬川から西部広域水道を受水しまして、一旦門前のほうに貯水されると、それを下って岳のほうに江北町、その他、大町、武雄、白石、嬉野のほうに受水される送水管でございます。

続きまして、岳地区の上部にある受水槽につきましては、あれは果樹鉋害で整備されたタンクでございます。屋根のついていないところですね。それとあと、送水管の見えないところということでもありますけれども、それにつきましては、西部広域から来る送水管につきましては、門前から岳のほうに行っております。それで、町が送水しているところにつきましては、低部浄水場と中部、あと後部のほうに送水管を送っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

こういう大きな施設については、なかなか管理等も大変だと思いますが、これが例えばも

しものときのことを前提にしながら一般質問をさせていただいているわけですので、このことについては、そうですね、耐用年数40年を過ぎたのはこの中で、課長ございますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

○環境課長（武富和隆）

三苦議員の再質問にお答えします。

送水管のうち耐用年数が過ぎたタンクについては、全体で62.3%が送水管のうち40年を経過しております。（163ページで訂正）

場所については、まだちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、確認をしたいと思っています。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

時間がかかるかもしれませんが、そういうところをしっかりと見きわめて、これも安全のためなんです、我々町民のために行政は頑張っていただければと思っておりますので、至急調査をしながら、そして、できるところから一つずつ解決していただければと思います。それを期待して、議長、次の質問に移らせていただいてもいいでしょうか。

○西原好文議長

次行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、3問目に移らせていただきます。

2011年の東日本大震災では、ため池が決壊し人災が発生したことを受け、全国の自治体が多量に下流や周辺に民家や公共施設がある理由で調査した結果、3,095カ所のうち58%である1,787カ所で耐震不足が確認されたとの農水省の取りまとめで報告がありました。また、今回の7月豪雨に伴うため池決壊により幼児が犠牲となったことは胸が痛みますが、昨年7月の九州北部豪雨でも防災重点でないため池が決壊し被害が出たとの報告がなされております。

このように災害が発生するたびにため池に対する耐震性、降雨に対する耐久性が議論されてまいりましたが、膨大な数、全国で20万カ所で取りまとめがおこなわれていると農林水産省は

発表しております。

農業用ため池の安全性について質問させていただきますが、我が町に何カ所のため池があるのか、下流や周辺に民家等があるため池は何カ所か、この下流や周辺に民家があるため池の耐震等の安全性の検討はなされているか、私もハザードマップに基づき21カ所を現地確認でやってまいりました。行政としての考えをお尋ねいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、町内に何カ所のため池があるかということでございますけど、町内には29カ所のため池がございます。そのうち下流側周辺に民家があるため池は23カ所でございます。

その23カ所のため池の安全性の確認はされているかという御質問でございますけど、防災重点ため池の上畑川ため池、畑川ため池、菖蒲谷ため池、宮原ため池、山口新堤、飛郷ため池の6ため池と佐留志新堤、合わせて7ため池について耐震性詳細調査を行っております。

結果は、菖蒲谷ため池、山口新堤、飛郷ため池、佐留志新堤については安全性を満たしております。しかし、上畑川ため池、畑川ため池、宮原ため池については安全性を満たしておりませんでした。

以上です。

○西原好文議長

三苦議員、対応まで聞かれましたか。その対応というか、対応について。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

申しわけありません。対応についてということでございますけど、ハード面の対策をとらないといけないというところがございますけど、既存の制度は採択要件が厳しかったり受益者負担を取らなければならないといった状況でございます。どのような形が一番町にとっていいのか、県とかにも相談しながら検討をしていきたいと考えております。

未然の策としては、万が一を想定いたしまして、決壊した場合の被害想定地域等を示したハザードマップを作成しております。「用心してください、いざというときはハザードマップで」ということで皆さんに呼びかけをしているところでございます。

できれば、水が不用な時期はなるべく水位を下げさせていただいて、堤体にかかる過重を減ら

してそういうリスクを軽減するようなこともお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

補足説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し補足をさせていただきたいと思います。

建設課長が申しあげましたように、町内には29カ所のため池がありまして、このうち下流域に民家があるため池が23カ所ということでもあります。特にこのうち、多数の民家が集中をしているため池が防災重点ため池ということになっておりまして、これが23カ所のうち町内には7カ所あるということでもあります。

この7カ所については、国の指導に基づきまして調査を行ったところでありましてけれども、その結果、先ほど3ため池を御紹介しましたけれども、安全性を満たしていないというような答弁をいたしましたけれども、当然、調査をするに当たって値があるわけですね、基準値がですね。その基準値を超えるものが今の3ため池あったということでもあります。

何を言いたいかといいますと、安全だと言っているわけではなくて、基準を超える値を示したため池が3カ所あったということでもあります。恐らく平成28年度からため池の調査に取り組んだわけですがけれども、その時点から、今回調査の結果として基準を超えたということであれば、当然その後の対策、対応をするということになるわけですね。それをセットでやらないことには、調査をして基準を超えるということまでわかって、その後の対策をしないとか、もしくはその対策についていろいろ国の支援がないということであれば、やはり不安をあおるだけということになるものですから、その後のハード対策については国に対しても要望しておるところでございます。もちろん既存の制度もあるんですけども、これがなかなか、住民の方の受益者の負担をいただかなければいけないというようなこともあって、なかなかすぐに手をつけられるような今メニューにはないものですから、ここはやはり引き続きセットとして調査をするならば、その対策についても国のほうで支援をしてもらいたいということについては引き続き要望をしていきたいというふうに思っております。

その上でではありますけれども、次善の策としては、これも地域に協力をいただいて水位を下げるとか、一定下げてくださいというような対応もする必要があるというふうに思いますし、いよいよ万が一のときのために、ため池ごとに今回ハザードマップというものを作成

いたしましたし、ハザードマップの作成に当たっては周辺の区の皆さんに集まっていただいて、ワークショップといたしましょうか、そうした作業の集会ということも開いた上で、周知を兼ねてハザードマップを作成したところであります。

こうした江北町ため池ハザードマップということで、これがため池ごとに作成をして、関係の住民の方に参加をいただいた上で、作成後には配布をさせていただいております。ちなみに、これは上畑川ため池と畑川ため池のハザードマップということになっておりまして、もし決壊をした場合には、どこにどの程度の影響があるかということをお知らせしたところであります。

このハザードマップでは、一定の条件がありまして、（発言する者あり）このマップは晴天時の地震によりため池が決壊した場合にどのような被害となるかを知るためにということになっておりまして、震度については4及び5を想定した被害のマップということになっております。

繰り返しになりますけれども、やはり抜本的な対策ということをしていく必要があるというふうに思いますが、今の時点では、次善の策として水位の調整であるとか、こうしたハザードマップを活用した周知、注意喚起を行っているというところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

今の説明で私自身納得するところが多かったような気がいたしておりますが、私がここでなぜ自分にも難しい勉強をしながら一般質問をしたかということ、やっぱりもとは町民の安全のためなんですから、そのことを踏まえて、先ほど受益者負担が必要だからなかなか言い出せないところがあるということはあるかもしれませんが、命にはかえられません。だから、そのところはよく何回も何回もあれして、今、町長はハザードマップで周知しながらとおっしゃいました。我々もハザードマップ配布していただいておりますが、それをいつも見るということはないと思いますので、どうすればこの危険箇所を、先ほど課長たちも全部調べていただいた、この危険な部分を危険でなくするのかというのがこれからの課題ではないかと思えます。結構、写真を撮ってきた状態で、水位がそのところは低かったような状態でもありますし、これがもし民家の、かなり下に民家があった場合、このことはどうなるのかなと、

私は惣領分に住んでいて、こちらの方たちの気持ちをわからないかもしれませんが、やっぱり心配するのは、町民の一人として、このたびは現地確認する折にたびたび箇所によって感じたところでございます。すぐには言いませんが、事あるごとに、ぜひこれは現地の周りの方とも相談しながら、そして、何せ目標は町民の安全を守るためということを念頭に置かれて行政の方もこれから一歩先に進んでいただければと思います。それを期待して、はいどうぞ。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少しだけ追加で御説明をしたいと思います。

今回、北海道では大変大きな地震が発生をしたわけでありますけれども、恐らく今回の事態もそうした対策に目を向けるということについては、国についても加速をするのではないかとこのように思っております。

それともう一点、先ほど受益者負担があるからというようなことを申し上げましたけれども、確におっしゃるように、何か入り口で今の制度は受益者負担があるから、どうせというんですか、できなろうというような、入り口のところでその事業はできないということではなくて、先ほど御紹介したように、今回3ため池ということであるわけですから、個別にどうした対策ができるのか、また、どうやれば事業ができるのか、それについては逆に周辺住民の皆さんにも協力をいただく必要があるというふうには思いますけれども、少なくともそういう今の制度を理由に入り口のところで検討をやめるということはしないようにしたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

本当にただいまの町長の力強い抱負を語っていただいて、ありがたく思っております。

本当に何々だから何々だからという理由をつけて先に進まないのは私たち個人としても反省すべきところがありまして、今おっしゃるように、命あってのことでございますので、これ以上の改善策はないと思いますが、今、町長がおっしゃいましたように、一歩先に進まれ

ることが非常に目に見えてきたようでございますので、すごい今回わからないなりに何日もかけて勉強してこの質問をしたかいたったと自分を納得しているところでございます。ぜひ、これから受益者負担等も考えながら、そして、現地の人と話し合い、膝を突き詰めて話せば必ずやわかっていただける江北町民の方であると思っておりますので、どうかいいほうにこれが発展しますことを期待いたしまして、この農業用ため池については質問を終わらせていただきます。

次に移らせていいでしょうか。

○西原好文議長

次に行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

今回初めて発令された大雨特別警報に伴う避難者状況について、確認いたしますが、平成29年3月の第3次江北町総合福祉計画の中に、避難行動要支援者台帳の整備とありますが、平成24年4月1日施行の江北町災害時要援護者避難支援計画書の様式第1号、災害時要援護者新規変更登録申請書兼個別支援計画書と、これは同じ内容であるかをまずお尋ねしたいと思いますが、なお、おわびですが、通告書では、平成20年4月1日施行内容で記載しておりましたが、再確認して勉強した結果、それは廃止されていたために新たに平成24年施行分に訂正させていただきたいと思っております。

今回、町長のたび重なる呼びかけで、区長、民生委員の方々の御苦勞により多くの方々が避難されたと昨日の答弁で確認いたしました。江北町災害時要援護者避難支援計画書が作成された後、平成25年2月の時点で1名の方が登録されたと報道がなされました。現在の状況はどうなっているのか、今回登録者の避難状況はどのようになっているかを伺いたしたいと思います。

まず、課長これの、29年度と24年度が整合するのかわからないのかを御答弁いただきまして、あと続けて御答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。三溝福祉課長。

○福祉課長（三溝秀行）

それでは、三苦議員の質問にお答えをしたいと思います。

災害時要援護者支援台帳の名称の変更か、また新たに作成されたのかという質問だったと思います。

これについては、平成25年6月に災害対策基本法が改正されまして、平成26年4月より施行されたことに伴い災害時要援護者避難支援台帳が避難行動要支援者名簿と名称を変更したものでございます。毎年この情報を更新しながら区長さん方、また民生委員さんへ御提供をさせていただいているところでございます。

それから、現在の状況と今回登録者の避難状況はどうであったかということだと思いますので、お答えをしたいと思います。

避難行動要支援者名簿への現在の登録の状況であります。平成30年7月現在、江北町避難行動要支援者は790名であります。そのうち区長さんや民生委員さんなどへの情報の事前提供に同意された方ですね、それが628名となっております。同意の取得率については79.49%となっております。

なお、今回7月号において町長が避難指示を呼びかけをしましたが、避難行動要支援名簿に掲載されている方の避難者数については10名であったところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

課長の説明で納得いたしました。これ例えば国が変わったから台帳名簿というの、例えば避難行動要支援者と要援護者避難支援計画書という、何かこれは一緒のものであれば名称は統一すべきじゃないかなと感じますが、その点の不都合なことは何もあっておりませんか。結構、新聞で我が町の災害時の要援護者登録取り組み、市町で格差ということで、格差ですよ、大町が161名、白石1,941名にもかかわらず江北は1名ということで、これは何で、これは提供不足でしょうかね。これを見て周りの人は、江北は何しよっとねというふうなふうにしかとらないんですよ。だから、報道自体やるときにはもっと確認して、これは佐賀新聞ですよ。これを見たって、私自身町民として何っというような感じを受けましたので、このことについてはどうですかね。そして、今790名ということ、それに民生委員さんや区長さんに御協力いただきながらということで同意をさせていただいているということで、大変本当に我々以上に地元の区長さん、そして民生委員さんの方には地元住民の安全・

安心を委託しているわけですので、日ごろの御活動に頭が下がる思いですが、この時点で、済みません、課長はいなかった状態ですので、これどういう報道でこうなったんでしょうかね。そして、23年には2回ほど江北の広報に地域における災難支援体制づくりのためにということで広報をなさっていますが、今、区長さんや民生委員さんのお力をかりているから、この広報は第3次ではなさらなくてもいいと判断なさったのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

福祉課長もおりませんでしたけれども、私もおりませんでした。平成25年2月に新聞でも取り上げられて、先ほど御紹介いただいたように、白石は千数百名、大町も百数十名ですかね、おられる中で、江北町は1名ということ、よっぽど江北町は元気な方ばかりなのかということであればいいんですけれども、そうではなくて、先ほど御紹介いたしました平成25年当時のその台帳が現在は少し名前を変えて名簿になっているということでありまして。当時と少しその管理の仕方が違うのは、以前は、平成25年当時の1名だったというのは、いわゆる手挙げ方式ということで、自分は支援をしてもらいたいという方だったということではあるにせよ、じゃ、白石は1,000名も手を挙げられて江北町は1名しか手を挙げられなかったということは、手を挙げてくださいと言ったきりなのか、手を挙げられたほうがいいんじゃないですかという、やはり一言添えていたかどうかの違いというのは、やっぱりあったんじゃないかなというふうに思います。見るからに手を挙げていただいたほうがいいにもかかわらず、挙げておられないということであれば、本当によろしいんですかというようなことになると思いますし、もともと避難するときに支援が必要な方なわけですから、そういうことに手を挙げることそのものが本当にちゃんと情報が行き渡っていたかというようなことなんだろうというふうに思います。おかげさまでといいましょうか、現在は名簿ということになっておりまして、先ほど御紹介いたしましたとおりに、628名の方が現在登録をされておるということでもあります。

それで、今回実は、1つ私が問題だなといいますか、課題だなというふうに思っておりますのが、先ほどの、今回、避難指示を出した14地区にお住まいの要支援者の方たちがどのく

らい避難をしていただいたかということなんです。全体では、きのうの一般質問でも申し上げましたように、4,059人に対して370の方が避難指示を受け避難をされたということで9.1%であります。一方、この14地区の中にお住まいの要支援者の方が387名おられるわけですが、実際避難された方は10名ということなんです。御存じのとおり、支援の必要な方は避難指示を待つまでもなく、もっと言うなら、避難勧告を待つまでもなく避難準備の時点で高齢者等避難開始をしていただかないといけないわけですから、当然、避難指示を受ける前に本当は要支援者の方たちは避難をしていただいているはずだったわけです。ところが、避難指示を受けてでもなお全体の割合よりも低いということが何だったのか、逆にいうと、動けないからということであれば、動けないからこそ支援をして避難をしていただくわけですから、ここは実は大変大きな課題だというふうに、御質問を今回通告いただいて我々でも判明をしたことであるものですから、ここはきちんと検証をして、まさに、きのうも申し上げたように、避難をしなればいけない人が避難をしてくれるかということであれば、やはり支援を受けなければ避難ができない方たちなわけですから、こういう方たちについても今回の動態というんですかね、についてはきちんと検証したいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

町長ありがとうございました。いつも事務局長でいた方が、個人名を言っちゃいけませんね、福祉課長になって頑張っていてくださることを大変ありがたいと思いながら、まだまだかわったばかりですので、先輩の福祉課長が御指導なされながら、そして、町長と二人三脚で頑張って、今、町長がおっしゃっていただきました。課題を見つけていただいたようで、すごく心を強く思っております。どうか私たち健康な者は本当にさほど人様を頼りにする数が少ないかもしれませんが、この要支援者ということは、誰もが支援を待っているわけですので、今、町長がおっしゃいましたように、町民全体の安全確保のためにこれから避難のあり方がどうあるべきか、これも課題に入れて検討していただければと思います。

本当に行政の積極的な取り組みに敬意を表しながら、これから住みやすい、安全で安心な町がさらに江北町になってくれることを期待しながら、私の質問をこれで終わらせていただ

きます。

じゃ、課長お願いします。

○西原好文議長

武富環境課長。

○環境課長（武富和隆）

三苦議員の再質問の中で、送水管の耐用年数の40年経過した水道管の割合ということでありましたけれども、ちょっと再確認を行ったところ、送水管につきましては、平成6年と13年に更新を行っておりましたので、町の送水管の管理につきましては、40年過ぎた管はないということでありましたので、訂正させていただきます。

○西原好文議長

三苦議員よろしいですか。三苦君。

○三苦紀美子議員

終わったと言うたのに、済みません。本当に早急に調べていただいてありがとうございました。そのことを頭に入れながらこれから担当課では頑張っていただけだと思います。ありがとうございました。

○西原好文議長

6番三苦君の一般質問をこれで終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

しばらく休憩いたします。再開10時50分。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

審議に入る前に、昨日の勉強会の折、公園等の遊具の状態について、担当課のほうから写真の提出をしてもらっておりますので、目を通していただきたいと思います。

それでは、議事日程により、総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま請願第2号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、請願第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。
請願第2号を上程いたします。

職員をして請願を朗読させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

（朗読省略）

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、請願第2号の趣旨説明を求めます。土淵茂勝君、御登壇願います。

○土淵茂勝議員

それでは、早速読み上げたいと思います。

佐賀空港への自衛隊オスプレイの受け入れ容認を撤回するよう求める意見書の採択を求める請願。

請願者は、江北町上小田2640-84、香月孝俊さんです。

紹介議員は、私、土淵茂勝です。

請願趣旨を読み上げて、趣旨説明にかえたいと思います。

山口祥義（よしのり）佐賀県知事は8月24日、小野寺五典（いつのり）防衛大臣との面会で、自衛隊オスプレイ17機の佐賀空港への配備を受け入れると表明しました。

これまで、「佐賀県のことは佐賀県で決める」「県民、漁民に寄り添う」と言ってきた知事が、国に従う態度をとったことは、4年前の知事選公約には反するものであります。

着陸料100億円の使い道は、有明海漁業の振興等の「基金」とされていますが、本来県民の財産であり、空港の管理・整備などに使われるべきものであります。しかも、「合意事項」というが、「山口知事」と「小野寺防衛大臣」との間でのことで、県議会、佐賀市議会、漁協、地元住民との協議は何ら行われていません。こうした民主的な手続と議論を無視した行為は許されることではありません。

また、佐賀空港建設時に佐賀県と有明海漁協との間で交わされた「公害防止協定」には、「自衛隊との共用はしない」ことが明記されています。今回のオスプレイ受け入れ容認は、「公害防止協定」の完全な無視であり、知事による一方的な協定破棄の暴挙であると言わな

ければなりません。

今回の突然の合意について、地元住民・漁民・県民は驚くとともに怒りの声を上げています。江北町にとっても他人事ではありません、佐賀空港にオスプレイが17機配備されれば、1日60回もの離着陸、さらに米軍オスプレイの利用も予定されており、佐世保相浦基地に創設される日本版海兵隊「水陸機動団」を輸送するオスプレイが、江北町の空を頻繁に飛行することになることは避けられません。騒音と危険で、町民にとって不安な毎日を過ごすことにもなります。

オスプレイは構造的欠陥をもつ、最も事故の多い軍用機です、併せて一機100億円、運用すれば一機200億円かかるとも指摘されている税金の無駄遣いで、購入する国は日本以外にありません。

江北町民の安全と安心できる生活をまもるために、江北町議会として、知事に対して強く抗議し、「合意」を撤回するよう求める意見書を採択するよう求めます。

以上、よろしく申し上げます。

○西原好文議長

以上で趣旨説明が終わりましたので、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

お諮りします。議案第39号から議案第44号までは、平成29年度会計の決算の認定であります。

つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき、決算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、平成29年度会計の決算審査は決算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開11時5分。

午前10時57分 休憩

午前11時5分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、江北町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

決算特別委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は全議員の10名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、決算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほどの休憩中に委員会において互選されておりますので、報告いたします。

決算特別委員会委員長に三苦紀美子君、副委員長に井上敏文君、以上のとおり互選されました。

では、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

日程第2 議案第35号

○西原好文議長

日程第2. 議案第35号 江北町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ありませんか。8番土渕君。

○土渕茂勝議員

議案の説明のときに、あらかじめ説明はあっておりますけれども、その中で2つほど質問をしたいと思います。

参考資料の2ページ、1ページはたばこ税の引き上げについて、今年度、平成30年10月の実施というふうになっております。2ページの基礎控除10万円引き上げということは、所得税については平成32年、住民税については平成33年の実施というふうになっておりますけれども、これはどういう理由でそういうふうになっているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

もう一点、3ページ目の給与所得控除額を一律10万円引き下げる。公的年金等控除額を一律10万円引き下げる。この2と3のところですが、これは増税になる方がおられるというふうに聞いておりますけれども、町内にこの2と3の区分で増税になる方が何人ぐらいおられるのか、お聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。溝口町民課長。

○町民課長（溝口進洋）

それでは、土渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1問目が、住民税の改正のことで、参考資料の2ページ目のことでお聞きされた所得税が32年からということと、住民税が33年分からというような御質問だったかと思います。そのお答えというか、所得税に関しては、平成32年1月1日から順次給与関係で差し引いた形で所得税の計算をいたしまして、給与から差し引きたいというようなことで、32年1月1日から行うような形です。その所得に関して、住民税はその32年1月1日から32年12月1日の所得を基礎に、33年度の住民税を試算するというようなことで、所得税は32年から、住民税は33年度からというような表現をしていることをございます。

それから、2問目の住民税に関して、3ページ目に書いております給与所得控除を一律10万円引き下げる、公的年金控除を一律10万円に引き下げるというような形での住民の方の影響がどのくらい、何人ほど出るかというような御質問だったかと思います。基本的にこの給与所得者に対して控除額が10万円、ちょっと控除額を下げるということは所得が10万円上がるということですが、今度は基礎控除額を10万円上げるというような形ですので、この2つ、給与と公的年金も同じような形で所得が10万円上がって基礎控除が10万円上がるというようなことで、一応、プラス・マイナス・ゼロというような影響がほとんどないというふうに捉えておりますので、住民税が何人の影響があるかということに関しては、ちょっとプラス・マイナス・ゼロというような捉え方をしております。

以上です。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

最初の年度の実施がたばこ税と比べて数年おくれるんですけれども、基礎控除10万円引き上げるということは、いわゆる住民にとっては税額が減るということで、いいことですね。それを何で10月1日からしないのかという、ちょっと疑問があったものですからね。特別にそれぞれ32年、33年と延ばす理由というのがよくわからなかったの。それはわかれば説明をというふうにお願いしました。わからなかったら結構ですけれども、どうでしょうか。

○西原好文議長

溝口町民課長。

○町民課長（溝口進洋）

それでは、その住民税関係の分が33年からということで、10月1日というのは、多分、たばこ税のことをおっしゃっていると思いますけれども、この33年というのは、皆さんの所得関係は、いろいろな方面で関係がございます。個人の税負担というのは直結することがいろいろありますので、十分な周知期間を設けるという観点から、国のほうが32年1月1日からというような形になっております。

以上です。

○西原好文議長

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

ちょっと確認で質問します。

同じく参考資料の1ページの②の旧3級品に関してですけれども、ここの文章では、最後のほうですけれども、税率を平成31年9月30日まで延期するということで書かれてあります。町長の最初の提案理由の中の2点目では、今回の改正にあわせて平成31年10月1日に延期するという文言が書かれていますが、これはあくまでも9月30日まで税率をして、1日から延期と、同じ延期を使ってありましたので、1日からの改正をするということでよろしいですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。溝口町民課長。

○町民課長（溝口進洋）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、確認されたとおりでございます。参考資料に書いている9月30日というのは、3級品の改正が平成30年4月1日からの分が延びて9月30日まで延びますよと。新たに改正する分は10月1日からですよという表現で、ちょっと説明の捉え方が違っているんですけれども、今、池田議員がおっしゃったとおりでございます。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第35号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第36号

○西原好文議長

日程第3. 議案第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

ちょっと確認といたしますか、今後こういうことがないようにということで、チェックをさせていただきたいと思います。

体育用具はたくさんあると思います。今回の事件をきっかけに、こういうことがないように、体育用具の点検あたりは通常どのようにされているかをちょっと御説明願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長(百武一治)

井上議員の御質問にお答えします。

この事故を受けて、教育委員会のほうでは最低でも月1回の点検を行っております。また、施設の使用者に対しても、何かありましたら御報告くださいということをお願いをしているところです。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

月1回の点検ということでございます。そのときの状況に応じて大会終了後は点検をしていく必要があるんじゃないかなと思います。

ちょっとひとつ気になったのは、体育倉庫もあります、体育倉庫、最近見たんですけれども、整理ができていないというふうに感じました。やはり整理ができていないということは、備品等もチェックされていないんじゃないかなという気もします。体育倉庫がきれいに整理整頓ができていれば、そのときチェックをされるんじゃないかなという気もします。そういうことから、体育倉庫等の用具については、常日ごろから整理整頓をしていただきたいと思います。これは要望です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。5番坂井君。

○坂井正隆議員

関連して質問いたしますけれども、点検というふうなことでございますが、どういうふうな点検をされるのか、荷重をかけて点検をされるのかですね。普通のワイヤー類あたりは労働安全法では何時間とか、そういう規定がございますけれども、こういう体育用の引っ張りかけるワイヤー類等については、あるかどうかわかりませんが、点検だけではわからないと思います。ワイヤーあたりはぷつんと切れるわけですから、その辺はやはり荷重をかけて、通常ワイヤーというのは1分1トンと言いますが、そういうふうな荷重をかけての点検というか、これは毎回するわけにはいきませんので、1年に1回するとか、そういうふうなことをしないと、事前には見たばかりでは私はわからないと思います。そういうところを含めて少し研究をしていただきたいと思います。

以上。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

坂井議員の御質問にお答えします。

まさに目で見ただけではその状況というのは全体についてはわからないと思います。荷重をかけるということですが、今回の場合はバレーネットでございますので、伸び率というか、引き上げだと思えます。その状況については、使用者が特に定期的に利用されていることもあって、ぐあいというのはわかると思いますので、そちらのほうにもたびたび確

認をとりながら、またそのネットの使用頻度と、それから耐用年数とも考慮に入れながら、注意してやっていきたいと思っています。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについては原案どおり可決と決しました。

日程第4 議案第37号

○西原好文議長

日程第4. 議案第37号 平成30年度江北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。3番田中君。

○田中宏之議員

事項別明細書の11ページ、款6. 農林水産業費ですね。事業説明書の5ページのほうがわかりいいですかね、そちらのほうをお願いします。これは、多分、産業常任委員会に委員会付託になると思いますけれども、そこでまた質問してもいいですけど、この場で質問しておたがいかということで、ちょっと質問させていただきます。

農村公園の遊具の壊れぐあいとか、そのことについて写真を今回いただいております。その撤去費ということで、今回300万6千円補正をされております。これはこれだけやっぱり腐敗とかしていたら撤去せざるを得ないと思います、安全性の向上からですね。その後、

この撤去をした後の新しいこういった遊具の設置等はどういうふうを考えておられるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これまでの利用実態、また今後の利用見込みをよく見きわめて、新設については慎重に検討したいと思います。

○西原好文議長

田中君。

○田中宏之議員

利用実態等を見きわめて慎重に検討したいという町長の答弁ですけれども、今回、5億円をかけて、みんなの公園をつくられるということを聞いておりますけれども、みんなの公園は公園としていいですけれども、やはりこういった農村公園にもちょっとした遊具なんかは設置をしていただけないと、なかなかその辺の住民の理解が得にくいんじゃないかなと思いますけれども、その辺どうお考えですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今の御指摘の点も含めて、慎重に検討したいと思います。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。5番坂井君。

○坂井正隆議員

この遊具の撤去で、鉄類とかいろいろありますけれども、これのスクラップは見積もりの中に相殺で入っているのか。これは業者が処分をするのか、町がするのかわかりませんが、施工業者が鉄類をスクラップとして処分をするというときには、見積もりの中に差し引きで入っているのか、その辺を。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

申しわけありません。ちょっと今、確認をさせてください。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

事項別明細13ページをお願いします。13ページの商工振興費です。ここに委託料として984万4千円上がっております。これは町で行うということですが、この内容については、企業誘致を前提にした調査ということでもあります。企業誘致となれば、町が直接しなくて、もうひとつ公社での運用というのがあってもいいんじゃないかなと思います。というのは、工場団地誘致にかかる費用については、これ工場団地として分譲されるかと思えます。分譲される時の価格がどうであるかというのは、かかった費用を企業が来るとすれば、それを分譲していくということになりますので、これは公社で組んでもよかったんじゃないかなと、土地開発公社ですね、目的からして、そういうふうな気もしますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回はあくまでも基本調査ということでございますので、その時点では、一般会計といいましょうか、町長部局で実施をさせていただいているところでありますし、工場団地というほど大きな土地ではないものですから、監査でも指摘をしておられますけれども、不要な町有地については積極的に処分するよということもあるものですから、工場適地として県に情報提供させていただいて、その中で引き合いがあれば個別に対応するということなものですから、既に今、保有している土地についてのお話なものですから、あえて公社を使う必要はないのではないかとこのように思っております。

以上でございます。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

今、2つ質問したいんですけれども、2つとも総務常任委員会には来ると思いますが、ちょっと皆さんのほうにも聞いていただきたいと思ひまして、事業説明書の7ページで

すけれども、総務費の中に、青色防犯パトロール車ということで、今回、初めての車の導入ということで書いてあります。3の主な事業内容の中に、昼間の時間帯のパトロールを強化するということで書いてありますけれども、まずこの説明をひとつお願いします。

もう一点が、今回、事項別明細書の中に、職員時間外勤務手当が483万6千円ということで上げられております。これは多分、豪雨災害の件かなと思いますけれども、その辺の説明をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

まず1点目の青色防犯パトロール車の導入に係る説明でございますけれども、御存じのとおり、先ごろ新潟で子供が犠牲になる事件が発生をいたしました。この事件を待たずとも、近年、子供たちが被害者となる事件の半数以上は、要は下校時から夜までの間、魔の3時間という言われ方をするわけですが、この3時から6時の間に多くの事件が発生をしておるということであります。今回の事件を契機に、我が町の特に子供たちの防犯体制と申しましょうか、確認をいたしました。どちらかという、以前の20年前の非行防止というふうな観点に立ったこれまでのパトロールということがメインでありましたけれども、やはり今の現下の状況を見れば、そうした対象とする時間帯というのもやはりシフトをしていかなければいけないというふうに思っておるところでございます。実際、町内でも声かけ事案が発生しておるということは、さきの議会でもお知らせをしたとおりでありまして、もちろん昼間ということで、なかなか従事をしていただく方の確保というのも難しいかもしれません。ただ、先般の防犯推進協議会の中でも申し上げましたけれども、我々町といたしましては、青色防犯パトロール車の専用車両も購入しますし、そのパトロールを運転するために必要な講習も全職員を受講させるというふうに思っておりますし、町内で協力をいただける方にもこの講習を受けていただきたいというふうにも思っておりますし、その上で、月曜日から金曜日のうちの3日間（177ページで訂正）は我々役場職員が交代で対応ができるというふうに思っておるものですから、あとの2日間は関係者、関係団体にもぜひ御協力をいただいて、きちんと江北町として、この魔の3時間の対応ができるような体制を組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

続いて、2点目の時間外勤務手当についてであります。もちろん、防災関係の時間外勤務も含まれておりますけれども、これまで我が役場の時間外勤務のあり方ということ、実はこの4月から見直しをいたしました。事前命令事後確認ということの徹底をする必要があるというふうに思います。といいますのが、夜遅くまで仕事をしている職員もいるというふうに聞いておりましたし、ただ、この職員がきちんと時間外勤務命令を受けてやっているわけでもないということでもあります。もちろん、その熱心な職員というのは、いろんなことを勉強したいとか、いろんなことを調べたいという気持ちもわかりますし、それはそれでありがたいわけですが、だからといって自分の思う存分役場において、勉強したい分だけして、それに給料を払うというのも、これまた違うのではないかとこのように思いますし、もう一点は、職員の健康管理の面もあろうかということで、4月からは時間外勤務の適正化ということをやっております。そういう中で、今、申し上げましたように、事前命令事後確認の徹底ということにあわせて、その上で必要やむを得ない時間外勤務はやはりしてもらわないといけないということなんです。これまでは先ほど申し上げましたように、実際勤務をしているのに管理がされていなかったために、一部支給ができていなかった時間外勤務もあるということでありましたので、必要な時間外勤務については、予算的な手当をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、いかんせん、これまでのベースになるものが昨年度までなかったものですから、当初予算の段階では、一定割合を一律配分しておりましたけれども、年度後半の業務量等を精査した上で、必要な時間外について、今回、加えさせていただきたいという趣旨で計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

1点目の防犯パトロールの件ですけれども、私もビッキー隊に入っておりますけれども、現在も昼間をここの4月から婦人会の皆さん方に苦勞いただいて、昼間回ってもらっております。ということで、また、過重に婦人会の方に御迷惑をかけるかなという点もあるかなと思って、ちょっと質問をしました。先ほど町長のほうが、3日間は職員のほうで対応はできるということも言われましたので、その辺は推進協議会でも話されたということですので、協力できる分は私も所属しているビッキー隊でも協力はしていきたいと思っております。

それと、もう一点の時間外のほうですけれども、ちょっと私も会議等で公民館あたりを使用することがありますけれども、職員、かなり遅くまで頑張っておられるなど思いながらも、先ほど町長が言われたとおり、健康面ですね、その辺を一番危惧していましたので、できれば、その辺の管理的なことも、今、言われたとおり行っていただきたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

御指摘のとおり、やはり健康管理の面からも時間外の適正な管理ということをやっていく必要があるというふうに思います。今回、管理職員に対しては、それぞれ管下の職員については、きちんと健康管理、また精神面、また業務の進行管理も含めて、きちんと管理をするようにと、それこそが管理職員の責務だということも事あるごとに申しておりますので、その上で随時検証、確認をしていっておるところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

ほかにありませんか。8番土渕君。

○土渕茂勝議員

今の青パトのことでちょっと関連なんですけれども、一つは、これ実施はいつからやられるのかということと、職員が3日間入るということですが、これ職員は入る場合は1人体制ということですかね、それともある程度の2人ぐらいの体制になるのか。時間は3時から6時までと言われたですかね。職員の場合はボランティアではないですよ、職務ですよ。いつから、じゃ、実施するか、ちょっとお聞きします。

○西原好文議長

質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、予算として議決をいただいた後に発注ということになるんですけれども、今回、専用車ということで、塗装また必要な装備ということで、今のところは来年の1月からは稼働ができるのではないかと聞いております。ですから、そこにあわせて議決いただきましたら、今度は体制のほうの整備をしていく必要があるというふうに思っております。もちろん、勤務時間中でありまして、本来ならそれぞれの担当課の業務をする必要があるわ

けでありますけれども、役場職員として町民の皆さんの安全・安心を守るというのは、基本的な責務、職務でもあるという考えから、そういう業務の調整をした上で、勤務として取り扱いをすることになります。（「体制は1人ということですか」と呼ぶ者あり）

1人だと、運転を1人せんばいかんわけですよ。そのときに例えば、何かあったときに、すぐ対応ができるかということもあるものですから、その体制については、少しお時間をいただきたいというふうに思っております。ただ、なかなかやはり各課で持ち回りをするとしても、2人、3時から6時の間、ちょっとおらんわけですから、そういう通常業務との兼ね合いはありますが、ここはやはり実効性のある体制を組みたいというふうに思っております。

1点だけ訂正をさせていただきます。5日間のうち、2日は役場で体制が組めるということで防犯推進協議会の中では申し上げておりますので、あとの3日間は、先ほど婦人会のお名前が出ましたけれども、婦人会のみに過重にならないように、PTAであるとか、商工会であるとか、老連であるとか、まさに関係団体、これは町ぐるみで子供たちの安全・安心を確保するという体制を組むための予算でありますし、本気でやるということは、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

先ほど坂井議員のほうから農村公園の遊具の撤去について、見積もりに鉄類のスクラップは含まれているかという御質問でございましたけれども、今、確認いたしまして、それは含んでおりますということでございます。

○西原好文議長

坂井議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第37号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第38号

○西原好文議長

日程第5. 議案第38号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土渕君。

○土渕茂勝議員

これは文字の問題ですので、町長の説明の中に改元というのがありますけれども、これ元号が変わるといふことの意味ですかね。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

そのとおりでございます。

○西原好文議長

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第38号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第39号

○西原好文議長

日程第6. 議案第39号 平成29年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第39号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第40号

○西原好文議長

日程第7. 議案第40号 平成29年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第40号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第41号

○西原好文議長

日程第8. 議案第41号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第41号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第42号

○西原好文議長

日程第9. 議案第42号 平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第42号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第43号

○西原好文議長

日程第10. 議案第43号 平成29年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第43号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第44号

○西原好文議長

日程第11. 議案第44号 平成29年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第44号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第12 請願第2号

○西原好文議長

日程第12. 請願第2号 佐賀空港への自衛隊オスプレイの受け入れ容認を撤回するよう求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号については、会議規則第86条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。請願第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立少数であります。よって、請願第2号 佐賀空港への自衛隊オスプレイの受け入れ容認を撤回するよう求める意見書の採択を求める請願は不採択と決しました。

しばらく休憩いたします。再開11時50分。

午前11時42分 休憩

午前11時50分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び決算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。平川局長。

○議会事務局長(平川智敏)

それでは、今定例会、各常任委員会及び特別委員会への付託議件の案について報告をいたします。

平成30年9月議会定例会委員会付託議件(案)

○ 総務常任委員会付託分

議案第35号

議案第37号 歳入全部と歳出のうち 款2 総務費 款9 消防費 款10 教育費

議案第38号

○ 産業常任委員会付託分

議案第37号 歳出のうち 款6 農林水産業費 款7 商工費 款8 土木費

○ 決算特別委員会付託分

議案第39号 議案第40号 議案第41号 議案第42号 議案第43号 議案第44号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のとおり付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午前11時51分 散会